

2017年7月28日（金）18：30～20：00
ホテルポールスター札幌 2階 「セレナード」

第4回「憲法学習会」

「表現の自由とヘイトスピーチ ～『真の』表現の自由の獲得のために」

講師：島田 度 氏

（弁護士・札幌弁護士会人権擁護委員会副委員長）

対談者：浅野 一弘 氏（札幌大学法学部 教授）

みなさんこんばんわ。私は、きたあかり法律事務所の弁護士の島田と申します。今ご紹介にあずかりましたけれども、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、仙台市の出身で、仙台一校という高校を出て東大法学部を卒業しました。2007年秋に弁護士登録をして、今年で10年目となります。一般的な弁護士業務の他に、B型肝炎訴訟、原発事故の賠償訴訟、それから市民オンブズマン活動、それからブラック企業被害対策弁護団などで活動をしてきました。そういった弁護団活動の他に、札幌弁護士会の中に人権擁護委員会というのがありますが、その副委員長で、ヘイトスピーチ担当の副委員長として活動しております。このヘイトスピーチ担当というのは、昨年初めて設けられたポストで、昨年10月に精神科医の香山リカさん、ジャーナリストの安田浩一さん、法学者の金尚均（キム・サンギョン）龍谷大学の先生をお招きしてシンポジウムを開催しました。札幌弁護士会としても、このヘイトスピーチの問題は昨年初めて取り組み始めたところで、弁護士であってもまだ勉強する事は多いのですが、このヘイトスピーチの問題はこれからも弁護士会として取り組んでいきたいと思っております。今日は弁護士会からの派遣という事ではありませんが、皆さんの前でこういうお話をさせていただく機会を持った事は非常にうれしく思っております。

事前にお伺いをしたところ、この連合北海道ではこのヘイトスピーチの問題について結構勉強や学習を重ねていただいていたと伺っていて、何をどこからお話しようかとちょっと迷ったところでもあります。こういった場所でお話をさせていただく時には、ヘイトスピーチの実態を知っていただくためにまず動画を観ていただいたりとかする事もありますが、今日はある程度意識のある方々という事で、そういった事は省かせていただいて、少し理論的な、ヘイトスピーチと表現の自由との関係について絞ってお話をさせていただきたいと思えます。

憲法学集会というタイトルでもありますので、まずはその憲法についてお話をさせていただきたいと思えます。レジュメに憲法第21条の条文を掲げました。「1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあります。2項では「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と書かれています。いわゆるヘイトスピーチ、ヘイトデ

モというのは、街頭で、多くの場合は道路占有許可を取って、少なくとも形の上では合法的なデモの形を取って行われるわけです。これが憲法第 21 条 1 項のいうところの集会、言論その他一切の表現の自由に、形式上はそれに当てはまるものとして実施されるわけです。なので、このヘイトスピーチというものが日本国憲法、その下にある法体系上許されるのかどうかというところでは、どうしてもこの表現の自由との関わりを問題にせざるを得ないという事がありますので、その表現の自由というのが、日本国憲法が色々掲げている人権カタログの中でも、非常に重要な価値のある人権だというふうに位置づけられているゆえに、どうしても難しい問題が出てきてしまうというところがあるわけです。恐らく多くの方はご存知の事だと思いますが、では、その表現の自由の価値というのはどういうところにあるのか、本当はヘイトスピーチの関係では、その価値をどこまで絶対的なものとして見るかどうかという事が最終的には出てくるのですが、まずは基本の部分として表現の自由にどういう価値があるのかというところを押さえておきたいと思います。これは憲法の教科書に書いてあるような事で本当に申し訳ないのですが、一応お話をさせていただきます。表現の自由の価値というのは大きく分けて「自己実現」と「自己統治」と言われています。「自己実現」というのは文字通り自分が思っている事、感じている事を表現して、それを自分の人生に生かしていく、自分が思い描いたような人生を実現していくという価値が、表現の自由の価値だと言われています。もうひとつは「自己統治」です。これは教科書によると、より重点が置かれるものだとされています。色々な政治的な議論、この社会をどうしていくかとかいう意見を闊達に交し合っ、それを政策に反映させて統治をより良いものにしていく。民主政治に不可欠な価値が、この自己統治の価値だと言われているわけです。この自己実現と自己統治の両方を兼ね備えているから、表現の自由は優越的地位にあるとも言われるわけです。よく表現の自由と対置しておかれるのが経済的自由です。好きなように商売をやってお金を儲けてというのも、人間の人生におけるすごく重要な価値の一つだけれども、それは自己実現という意味では確かに表現の自由と同等の価値があるけれども、自己統治、政治をしてより良い統治、価値に結び付けることができるかということ、それはちょっと経済的価値は有していないのではないか。だからこそ表現の自由という事は、両方とも重要な人権であるけれども、表現の自由は経済的自由よりもさらに価値が置かれるべきであるというのが憲法上の基本的な考え方です。さらに裏返して言うと、この表現の自由が国家権力等によって侵害されて「こういう意見は言ってはいけない」「こういうことは巷で話すな」「集会も開くな」「ビラも撒くな」という事を言われてしまうと、こんなにいい政策があるのに、あるいは今の政治はここがだめだからここを変えなければいけないのにと意見を、人に伝えることが出来なくなってしまう。そういう意見を伝える事が出来なくなってしまうと、人の投票行動も変わらず政治行動も変わらないので、結局、民主制の過程を通じて政治的な意見を交わし合っ、選挙で投票をして、さらに議会で闊達な意見を交わし合うというプロセスを通じて、政治はより良いものになっていくのだけれども、それ自体、そのメカニズム自体が切られてしまう。人間でいうと血管に血がめぐらないような状態になってしまうので、それは非常に民主制にとって根本的に危機的な状況であろうと。民主制の過程を通じた自己回復ができないので、だからこそ表現の自由を制限してはいけない。できるだけ保障し

なければいけないと言われているわけです。有名な芦部先生の教科書などでは「壊れやすく傷つきやすい権利」とも言われたりします。これは別な言い方をすると、治癒しにくい、一度制限をされてしまうと治癒しにくい、治そうという事自体がやりにくくなる、なので治りにくい権利とも言えると思います。ちなみにこの表現の自由がなぜ経済的自由より優越しているかというくだりは、昨年でしたか、山尾志桜里議員が安倍首相に国会の答弁でも聞かせたくだりでもあって、非常に有名になったところでもあります。そういった理由があるので、表現の自由というのは経済的自由に比しても表現の自由を制約するのはより厳しい違憲審査基準が用いられなければいけないとされています。2 ページ目にいわゆる「二重の基準論」(Double standard) という言葉が使われています。Double standard という言葉はネガティブな意味に用いられることもありますけれども、憲法学上ではむしろ Double standard であるがこそが正しい。経済的自由と一緒に考えてはいけない。ここは基準を分けなければいけない、というポジティブな意味で Double standard という言葉が使われています。

3の「表現の自由が厚く保護すべきだとされるその他の理由」という事でいくつかの理由を挙げておきました。(1)と(2)を分けてきましたが同じように語られることが多いです。明確性の原則とか明確性の理論と呼ばれているものです。表現に対する制約行為というものはどうしても、ある種、抽象的にならざるを得ない。経済活動に対する制約ですと、多少であれば、例えばこういう商売はしてはいけないとか、この場所ではやってはいけないという事は言いやすいのですが、表現の自由というのは典型的なのは性表現のわいせつなものに対する表現の規制というものは、何がわいせつなのかという事は非常に抽象的と言えれば抽象的で、その時の時代の価値観といったものでも変わってきてしまうのですが、抽象的になってしまうがゆえに、表現の自由に対する制約というのは危険だという事が言われます。全くブラックのゾーン、ここだけ制約したいというつもりで表現の自由の制約や条文なりを設けたとしても、表現しようとする側は、そうは言ってもその周辺・グレーゾーン、周辺の領域についても制約に引っかかってしまうのではないかと、今の言葉では忖度というか、自分が勝手に慮ってしまって、本来ここだけしか制約がかかっていないはずのものを、これだけ大きな制約がかかっているかのように勝手に解釈をしてしまって、表現を委縮させてしまっている。委縮効果と言いますが、そういう萎縮効果を生じてしまうので、表現の自由に対する制約・侵害というのはやっぱり危険なので、表現の自由はきちんと保障されなければいけないという事が言われています。(3)「思想の自由市場」テーゼです。これは非常に歴史が古いと言えれば古いテーゼで、1910年代から20年代の間くらいに、アメリカの連邦最高裁判事のオリバー・ウェンデル・ホームズという世界では有名な方が「思想というのはいちいち法律や制度で規制するのではなく、双方を闘わせればいい。存分に議論を闘わせ合って、それで劣るものは自然から淘汰されていく。マーケットでいい商品が売れて悪い商品は淘汰されていくのと同じ発想で考えて、思想もやっぱりマーケットで淘汰をさせるべきである。それが思想の最上の扱い方である」という事を述べたと言われています。実際に判決文に「思想の自由市場」という言葉が残っています。このテーゼがあるがために、

表現の自由というのが規制ではなく存分にやらせなさい、闘わせなさい、それでだめな思想はおのずとマーケットからなくなっていくでしょう、というのが今の日本の憲法学会でも、あるいは法律家の間でも支配的な考え方になっていると思います。こういった民主制の過程での自己回復が困難になってしまうとか、どうしても広範な制限になってしまいやすい、表現者の萎縮効果を生じやすい、そして、表現というのは思想の自由市場の中で闘わせればいいたろうという発想のもとで、表現の自由というものは手厚く、何よりも価値を置いて保護されるべきだとされてきました。

4番に色々書いておきましたけれども、一読では分かりにくいかもしれませんが、例えば「明白かつ現在の危険」とか、いわゆるLRAの基準等というものは、経済的自由に対する制約の違憲審査基準と比べると、非常に厳しい基準だと言われています。表現の自由について規制をかけるには、よほど厳しい審査を通った制約でないと憲法に違反する、無効となってしまうという事です。表現の自由の中でもいくつか規制の種類によって違いがあると言われていて、一つは4番の(1)内容規制と内容中立規制、という二つの区分があります。内容規制というのは、その表現の内容自体がけしからん、まさに表現の根幹、中心について制約をするものですが、こういう表現はやってはいけない、こういう内容の表現というものはやってはいけないという事が内容規制です。内容中立規制というのはそうではなくて、表現の中身というより場所、方法、音量などその側の部分、形式の部分を取って、そこは規制しましょうという事です。住宅街等での広告宣伝の音声の規制とか看板の規制、そういったものがこの内容中立規制にあたるという事が言われています。ただ実際には、この内容規制と内容中立規制にもくっきりと分けられるものではなく、こういう表現はこの場所でやってはいけない、という内容規制の側面もあるのではないかという事も言われたりもして、そんなにきれいに線を引けるわけではありません。ただ、この二つの区別の概念があって、内容規制は殊更やってはいけない、本当に特別な場合に規制するのでもなければ違憲となってしまう。日本国憲法に違反するという判断になってしまうと言われています。

もう一つ表現の自由の規制について区分があるのが事前抑制と事後規制です。これはやっぱり事前抑制性が圧倒的に憲法の視点からするとよろしくない、本当に限定的な場合にしか許されてはならないとされています。それはどうしてかというと、表現が思想の自由市場に出回る前に、事前というのは表現がされる前に規制するというものですから、そうすると市民はそもそもそれがどのような表現であったか、分からないまま規制されてしまうわけです。分からなければこの表現はいいのではないか、むしろ世間に出した方がみんなのためになる。こうした表現を見たい、という事を表明する事すらできない。なので、これもやはり民主制の過程を通じた回復がほとんど不可能になってしまう。そのためごく例外的な場合にしか許されないとされています。その数少ない例外的な場合の一つというのが、裁判所による出版差し止め等です。これは一応裁判所という法律の専門家の判断を経ているので、認めてもいいだろうと言われている。こういった内容になります。これに対して事後規制というものは、いわゆる刑事罰です。表現は一応あった。表現活動はされたけれども、

この表現活動はよろしくないから後から罰しましょうという事です。わいせつなものを陳列したりとか、大通公園を裸で走ったりしたら、これは裸で走ることを事前に制限するのではないけれども、走った後で、公然わいせつ罪で捕まえますよというのが事後規制という事になります。このように表現の自由は非常に価値が置かれている。その表現の自由の中でも内容規制というのは殊更審査が厳しい。また、事前規制というのは殊更審査が厳しい。なので、表現の内容に着目してこの内容はけしからんので表現をする前に規制しましょうというのは、日本国憲法の立て付けの中でも最も厳しい審査基準を経なければ、日本国憲法に適合するとは認められないという事になります。表現の自由について非常に重要な価値がある事からすれば、ここまでは当然の帰結だろうと私も思います。ここまで教科書的なお話をしてきました。当然これはこれからの話のステップとして理解をしていたかなければいけないところですが、そうすると、ここまでくると法律家もそうですし、今日お話を聞いていただいている皆さんの頭の中でも、表現の自由というものは何よりも価値のあるものであって、その内容を理由にそれを規制するという事は絶対許されない、まかりならないだろうという頭ができ上がるだろうと思います。それは、それで間違っていない。正しいと思います。ただ、ヘイトスピーチの問題というのは、この問題と深く衝突という言い方を私はしたくないのですが、相克のような状況が生じることになります。

今度はヘイトスピーチによる被害ですが、レジメの後ろに別紙として資料を付けました。7ページに「ヘイトスピーチについての概説」というのを付けてあります。1番2番は読んでいただいて、8ページ・3番、「札幌におけるヘイトスピーチの例」を書きました。内容は非常に劣悪な内容で、読むだけで不快になられる方がいらっしゃるかもしれませんが、今日の学習会では必要だと思ったので記載させていただきました。ここに書かれているような、いわゆる虐殺扇動というような特定の人種民族を虐殺しろというような内容ですとか、「クソ」とか「ゴキブリ」といったような、本当におよそ人間に対する考え得る最低レベルの罵詈雑言が、札幌の大通公園、雪まつりの時にまき散らされていたわけです。本当にひどい言葉だと皆さんも感じていると思いますが、ひどい言葉だな、罵詈雑言だなと私は今言いました。たぶんそこは皆さんも共有していただいていると思いますが、実はこういう感想を抱くことが適切じゃないというか、正確じゃないですよ。何故、我々がひどいとか、罵詈雑言という言葉を用いてしまうかという、もしかしたらこの中にも在日韓国朝鮮人、マイノリティの方がいらっしゃるかもしれませんが、いわゆるずっと日本国籍を持った両親から生まれた日本人にとっては、やはり自分がマジョリティなので、これは不愉快であっても、これについて対象となっているマイノリティの方々が感じている恐怖感、挫折感、自分がどこまで追い詰められているかという感覚は正確には理解できないだろうと思われま。非常に不愉快だし、ヘドは出るし、こんなこと聞きたくないと思うけれども、自分は生きてはいけないのではないかという感覚は、なかなかマジョリティには共有されないのではないかと思います。レジメの3ページ、第2のところ。ヘイトスピーチによるところの被害、分析、文献など書かれているところの事を挙げておきました。アメリカの社会心理学者、グレッグ・ヘンダーソンという方がヘイトス

スピーチについての研究をしております、被害者に共通する心理的影響というものを箇条書きで挙げています。①継続する感情的苦悩 ②自信喪失 ③逸脱感情 ④自分を責める といった心理的な影響が出てくるのだそうです。我々はヘイトスピーチを聞かされても不愉快だけれども、感情的苦悩が継続したりはしません。別に自信も失わない。自分は普通とは違っているという逸脱感情も生じないし、ましてや自分を責めようなんて全然思わない。とんでもない奴らだと思っただけで、それで自分の自我は揺るぎません。デモが通り過ぎてくれれば、不愉快な思いはしたけれども、また日常に戻ることができるわけです。ただ、対象になったマイノリティはとてもそうはいかないですね。2番に書きましたが、こういった心理的影響は行動面にどう影響が出るのかというと、ヘイトスピーチを受けた場所に行けなくなる。大通公園でそのデモを一度目撃してしまうと、その場所に行くのが怖くなってしまってそこには行けなくなる。雪まつりには行けなくなると自己制約が出てしまう。また、職場や学校を辞めざるを得なくなるといった、生活や人生を大きくゆがめるほどのダメージを受けるマイノリティもいる。さらにはPTSDに苦しみ、自死に追い詰められる例も少なくないとされています。この点で、ヘイトスピーチ被害というのはレイプとか強制わいせつと同様に、魂の殺人と形容される事すらあるそうです。これは文面で読むとこの通りなんですけど、皆さんも聞かれたことがあるかもしれませんが、実は青年法律家協会というところに所属しており、このヘイトスピーチについて学習しようという例会を開いた事がありました。そこではヘイトスピーチについて研究をされている札幌学院大学の研究者の方をお呼びして、ヘイトスピーチの動画を観て「ひどいね」「表現の自由との関係では難しいね」「法律家として悩ましいね」という、今思えば非常にお気楽な議論をしていた、サロンのような議論をしていたわけです。ただ、それがガラッと空気が一変したのが、その例会に一人、司法修習生が来ていました。司法修習生とは、司法試験に受かって弁護士とか裁判官、検察官になるために研修をやっています。私も司法修習生を経て弁護士になったのですが、ある種、見習のような立場の修習生が一人来ていました。若い男の人で、東大の法科大学院を出て、東京のいわゆる四大大事務所といわれている外資系の事務所において、弁護士業界では超エリートです。身体はがっちりしていて大学時代はアメフトをやっていた。どこからどう見てもこいつには怖いものはないだろう、これから札幌である意味楽しく遊んで東京に行って何年か経ったらアメリカに留学して、バリバリの国際エリート弁護士として活躍するだろうなという人でした。彼は実は在日韓国人でした。その方が例会の途中で、突然嗚咽して話すことができなくなりました。自分は、高田馬場と新大久保でヘイトスピーチが行われるようになってから、その駅で降りることができなくなったと言いました。路地裏に行ったら自分は本当に殺されるのではないか。八つ裂きにされるのではないかという恐怖があって、本当に自分の行動が制約された。後で出てきますが、カウンターという人が出てきてくれて、日本人でも差別に反対をする人がいるという事が分かって本当にうれしかったと言っていました。それまでは自分の行動が制約された、自分は日本にいていいのだろうかと本当に悩んだと言っていました。恐らく彼は日本社会のマイノリティの中では、社会的ヒエラルキーは最上位に近い人だと思います。司法試験を余裕で受かって、東大の法科大学院に行って、国内の外資系の事務所にトップで入って、体力もあって、若い男性で、

その彼ですら法律家の前で思わず涙を流し嗚咽してしまうほど、その時の恐怖を思い出して心理的なダメージを受けていたのだという事を実感して、ヘイトスピーチ、不愉快だ、気持ち悪い、なんと迷惑だという、どうしてもマジョリティが普通に思ってしまうがちな被害と、全然層が違う被害が対象となっている、マイノリティには生じてしまっているのだなという事を、その時初めて実感しました。

3番の「沈黙効果」という事も言われていますけれども、この被害の甚大さ、そこまで激しい被害が出ているにもかかわらず、ヘイトスピーチはマイノリティに沈黙を強いる効果をもたらすと言われていています。ヘイトスピーチによる自己喪失感、自分が間違っている、自分が逸脱している、自分が悪いという感覚と無力感のために言葉を失う。そもそも自己を喪失してしまうために失うというところもあるし、被害を訴えて反論すること自体が、それはおかしいという事自体が、新たな攻撃を誘引して更なる被害をもたらす、二次被害、三次被害をもたらしてしまうので、そういう意味でも沈黙せざるを得ない、そういう効果をもたらすとも言われています。ここがまたヘイトスピーチの問題の分かりにくいところでもあります。外から見て分かりにくいところだと思います。そこまでとんでもない被害が生じているのだったらもっと声を上げるだろう、私たちに助けてくださいと言うのだろうと思うのですが、逆なんですね。被害が深く傷ついて広いからこそ、彼らはより大きい被害が出ないために黙るのです。被害が大きすぎて打ちのめされているために声を上げない。資料を付けておきましたが、京都の朝鮮人学校がヘイトスピーカーに襲撃されたという事件があって、それが民事裁判になり画期的な判決が下ったのですが、その事件を担当した原告側の朝鮮人学校の生徒、あるいはその親の弁護を担当した弁護士たちは、最初とても苦労をしたと言いました。「ヘイトスピーチを受けてつらい思いをしたらろう？」「ひどい思いをしたらろう？」「どういう気持ちだった？」裁判官に伝えるため色々聞いたけれども、彼らは「何ともない」「その時はびっくりしたし怖かったけれども、今は大丈夫です」と小学生が言うそうです。「本当に大丈夫なのか？」彼らは日の丸とかを見るとその日は登校ができなくなったりする。大丈夫ではなく、むしろ大きな傷が残っていたりするのに、聞かれると「大丈夫」「何でもありません」と言うそうです。それが沈黙効果によるものだという事に気が付くのに、ある程度経験があるプロの弁護士であっても相当時間がかかったと言われています。そういう話を聞くと、このヘイトスピーチの問題というのは我々が感じる不快感や不愉快な感覚と、マイノリティが受けている被害とは全然違う。それはただでさえ分かりにくいのに、マイノリティに聞いたとしても「被害はこれだけ大きい」という答えはなかなか返ってきづらい。たいしたことないと我々が思ってしまうやすい、二重の意味で見えにくい性質を持っているのかなと思っています。ただ、その内実は先ほど説明した通り、その人の魂に深く傷をつけて、ある場所には行くことができない、そこを歩くことすらできないという傷を残すくらいの被害だと言われています。

ここで二つ、今日の素材を出しました。表現の自由がいかに貴重で重要なものなのか。民主主義

にとっても不可欠なもの。他方でヘイトスピーチというのはどれだけ人にもものすごい被害を与えるものなのか。ではこの二つの問題をどう考えたらいいのだろうかという事がもう一つ出てくるわけです。それが4ページになります。『表現の自由とヘイトスピーチの相克』？。？が付きました。ある程度、この二つの問題が対立する関係にあるという事は私も認めざるを得ないのですが、他方でこれを対立する問題とだけでとらえるのはどうなのかなという思いを込めて？マークを付けたという事もあります。まず正面からこのヘイトスピーチと表現の自由の関係を問うのであれば、ヘイトスピーチの法的規制、法律による規制はできるのかなというところにあります。ヘイトスピーチを規制するわけです。デモの声が大きすぎるとか、デモのコースを外れているとかそういうことではなく、まさにしゃべっている内容の規制ですから、これは紛れもなく内容規制です。憲法上の表現の自由、その中でもより厳しく合憲性が審査されなければいけないとされている内容規制です。だから、憲法上直面する問題というのは非常にハードルが高いという事になります。参考までに、日本はともかくとして、諸外国はどうかというところを見ていきたいと思えます。実は、ヨーロッパではほとんどの国で人種差別的表現についての刑事規制があります。数か月前、ヨーロッパの色々なところで国政選挙の事が話題になって、オランダの首相の有力な候補が、人種差別的な発言をした事で有罪判決を受けたというニュースが入りました。今の日本だったらおよそ考えられない事ですけども、オランダはそういう国です。有罪判決を受け、それでも立候補をしてそれなりの票を取ったという事だから、そこは二重三重の意味でも怖いなと思えますが。ヨーロッパではそれが常識です。中でもこの人種差別的表現の規制が厳しいのは、ドイツだと言われています。言うまでもなくアウシュビッツの歴史があるからですね。ですから、ヘイトスピーチに対して法的規制をするというのは先進諸国の中では珍しい事でも何でもない。むしろ規制をする方がスタンダードだとすら言える状況です。その中であって唯一例外なのが、日本ともう一つがアメリカです。恐らく日本はアメリカの法律の影響を受けている、特に憲法はアメリカの憲法の影響を強く受けていますので、日本がヘイトスピーチの規制について消極的なのは、アメリカの影響が多いのかなと思っています。アメリカというのは、オリバー・ウェンデル・ホームズが言った思想の自由市場という理論を生み出した国です。それだけに表現の自由を非常に大事にしてきた歴史があります。1992年の連邦最高裁・RVA判決といって、これは昔の映画などにも出てきますが、十字架に火をつけてそれを地面に立てる。これはアメリカでの黒人に対する差別的・象徴的な意味を持つ行為なんだそうです。日本でそれがどこまで伝わるのかという事もありますが、アメリカは文化的背景がそこにはあるのだと思います。十字架に火をつけて黒人の家の前に置くと、それは置かれたほうは侮辱的だし恐怖を感じる表現だそうですが、そういったものを州法で禁じる法律を作ったところ、それが最高裁で違憲とされました。なので、これをもってヘイトスピーチ規制はアメリカ憲法では違憲で、それがどんなに人種差別的表現であっても思想の自由市場の国、表現は闘わせなければいけないと言われていた根拠だと言われています。ただアメリカも、ヘイトスピーチについて全く何も法規制は許されないという事ではありません。スピーチそのものを規制するのならともかく、いわゆるヘイトクライム規制、例えば暴行、傷害、強盗といった通常の刑事事件をやったとして、それが人種差別的な

動機に基づくもの、黒人だから、ヒスパニックだから、という動機でその犯罪をやったという事が認定された場合には、通常の刑事罰より重い罰を課す。これは合憲とされています。だから、ヘイトの動機をもって何か悪い事をしたら普通の例より悪くする、これは憲法に違反しないとされています。犯罪だから表現行為ではないという事なのかもしれません。それと、よく言われるのは、アメリカではマイノリティこそ激しい言論を必要とした、だからマイノリティがヘイトスピーチ規制をされたら困ると言っていた。そういう社会的な歴史的な事情があるとも言われています。一番代表的なのが「マルコムX」です。キング牧師と並び立つというか、キング牧師とはある意味真逆の行動様式を取った方ですが、白人は豚である、あいつらは自分たちより排除されるべき存在といったように、ある種過激なことを言ってそれで黒人の人権意識を高めたとされている指導者です。その事の評価の良し悪しというのは色々あるでしょうが、もちろんマルコムXというのは今の公民権運動の歴史の中では重要な役割を果たした指導者として位置づけられていますし、一部のマイノリティは、自分たちこそある意味激しい、罵倒とも思われる表現を使わなければ、自分たちの権利が実現されない、そういう意見を持っていたという背景があるわけです。③はアメリカは人種差別について日本よりはるかに厳しい社会的制裁をもっています。つい最近ニュースになっていましたけれども、ハーバード大学の入学試験に通って合格が決まった学生が、フェイスブックに人種差別的な書き込みをして、それを理由に、書き込みをしていた10人くらいの学生の入学を取り消した。日本でそれをやったらどんな騒ぎになるでしょう。東大のセンター試験、二次試験を通して合格だと言ったら、フェイスブックで朝鮮人は皆殺しにしろと書いてあった。あなたは東大入学取り消しだよとなったら大騒ぎになりますよね。下手をしたら、それが訴訟沙汰になるかもしれない。でも、アメリカではこれはごく当然の事として受け入れられている。刑事罰はともかくとして、大学に入れないくらいは当たり前というのがアメリカの感覚という事です。これくらい人種差別のコードに厳しい社会が出来上がった上で、刑事罰まではダメと言われているのがアメリカだという事です。私は、ハーバード大学は教育機関なので、入れた上で教育をすればいいのではないかと思いましたがけれども、アメリカはそういう考え方を持っているという事です。

それを受けて日本の状況ですが、憲法学者の多くはヘイトスピーチ規制について非常に消極的です。それは先ほど、冒頭で説明をしたような民主制での過程での自己回復に必要なだからとか、思想の自由市場に委ねればいからというような議論があるわけです。ただ、その根拠は根拠として、本当に説得的かどうかという事については、いざヘイトスピーチの被害を目の前にすると本当に頭を絞って考えなければいけないと思います。表現の内容規制をするものだから、すごく厳しい審査基準にさらさなければいけない。それはその通りで別に否定をするわけではありませんが、では、現行日本法において他の表現の自由の内容規制は一切許されていないのか、本当にそんなに厳しい基準で審査をされているのかどうかというと、そこにいくつか犯罪を掲げておきました。これはいづれも、その表現行為が内容によって犯罪とされるという罪名です。例えば「脅迫罪」。お前を殺すぞ、痛い目に遭いたいのか、これも表現行為です。別に殴ったわけではなく、実行行為をしてい

なくても、こういう言葉を他人に発しただけで、表現をしただけで罪になる。名誉毀損罪。あいつは会社の金を横領した、不倫しているといったように事実と異なること、事実そのものに適時して名誉毀損としたことすら名誉毀損罪で罰せられることがある。これだって立派な表現行為に対する内容規制です。侮辱罪というのもあります。ほとんど適用されることのない犯罪ですが、名誉毀損というのは、名誉毀損となるようなことを社会にばらまいたのが名誉毀損ですが、侮辱罪というのは1対1でも侮辱罪になります。それから、信用毀損、偽計業務妨害罪、あの店は食中毒を出したとか、商品の中にゴキブリが入っていたなどの噂を流して商売がうまくいかないようにする。これも表現行為といえれば表現行為だけれども、それも違法だとされています。もちろん私は、それは違法であるという事は正しいと思っています。ただ、こういった表現行為については立派な内容規制をしておいて、それは合憲だ。でも、ヘイトスピーチを規制するのはよろしくないというのは、果たしてバランスが取れているのだろうかという問題意識があるわけです。それでも今挙げたものは、ダイレクトに個人の法益を侵害する。この人が被害を受けているという事が特定できるそういう犯罪です。日本の法律の中にはその他に「国家的・社会的法益を侵害する表現への規制」社会的法益、誰か特定の人という事ではなく、国家の秩序、社会の秩序が乱されるから犯罪だ、という事がたくさんあるわけです。一番分かりやすいのが公然わいせつ罪です。わいせつ物陳列等です。これは誰が被害を受けているのかというと、多分被害者は誰もいない。ただ何となく感覚として迷惑だ、こんなことをやられたらたまらないといった感覚があるから罪だとされている。それから「内乱・外患への扇動」。クーデターを起こそう、革命を起こそうという事への扇動です。それから「政治目的のための放火、騒乱、往来危機の扇動」ここら辺はたしかに危険だと思うけれども、例えば「税不納の扇動」みんなで税金を納めるのをやめよう、脱税しよう。これはたしかによくない事だけれども、それを扇動しただけで、実際には滞納しているわけでもないのに犯罪になる。それから「国家秘密の取得・漏えいの扇動」特定秘密保護法ができてしまいましたので、例えばインターネットサイトでハッキングをして情報が取れるかもしれない、そういった表現行為も犯罪とされてしまう。こういった誰か特定の人の人権を侵害するのではなく、秩序といったものを乱す、社会の秩序を乱すような表現行為まで犯罪とされている。レジュメに書きましたが、大通公園で裸になると警察に捕まる。だけど、大通公園で「朝鮮人を皆殺しにしろ」と叫んでも警察に守ってもらえる。警察がガードする。これが果たして法治国家のバランスとして均衡だと言えるのか。何か決定的に間違っているのではないかというのが、これはむしろ法律家より一般の方が正しい感覚をお持ちになるのではないかという気がします。

それから消極理由②ですが、先ほどから何度も出ていますけれども、思想の自由市場に委ねればいいじゃないか、そんなヘイトスピーチというのは、マーケットに委ねていけばいつか消えてなくなる。ヘイトスピーチの概説のところに書いておきましたけれども、最初にヘイトスピーチをやる団体が立ち上がった時、2007年です。奇しくも私が弁護士登録をした年ですから10年前です。ではこの10年マーケットに委ねてヘイトスピーチはなくなったか。むしろインターネットを通じて動画

なども拡散して、ヘイトの団体は増える一方です。そういったところに集まるお金も増える一方です。マーケットは残念ながら万能ではない。それは経済のマーケットもそうですが、ハッカーが良貨を駆逐するという事が多々あります。しかもそれだけではない。例えば、ヘイトスピーチの代表的なものとして、在日特権というものがあります。在日の朝鮮人、韓国人は制度上の特権を受けている。あいつらはずるい、これはまだ客観的事実に基づく反論がcaろうじて可能です。そんな特権はない。むしろ彼らは歴史的な脈の中で被害を被ってきたという事実を指摘していけば、反論は可能だと言えるでしょう。でも、「皆殺しにしろ」「首を吊れ」「毒を飲め」「飛び降りろ」「ウジ虫」「ゴキブリ」と言われるものに対する、その思想の自由市場での反論というのは何でしょうか。皆殺しにするのは良くないと言うのでしょうか。首を吊る必要はない、毒は飲むな、飛び降りるな。彼らはうじ虫でもゴキブリでもない、人間だ。そんなこと言っている方も、人間だという事は分かっています。けれども、うじ虫、ゴキブリとみなす。皆殺しにしたい。みんなもそうしようと言っている。こんな事に対しては、事実に基づく反論など無理ですね。思想の自由市場というのは、それもやっぱり自由市場で解決できるものとできないものがあるという事は自明のことです。実はこれはホームズが1919年に思想の自由主義理論を連邦最高裁の判決で披露したのですが、そのすぐ後の連邦最高裁判決で「ファシスト野郎」とか「くそチンピラ」という言葉を使って処罰をされた人について、それが「くそチンピラ」とか「ファシスト」というのは表現の自由によって保護されるかどうかという事について、これは連邦裁判決文ですが「表現の自由というのは、いつでもどこでもどのような状況でも、絶対に保障されるものではない事は広く認識されている。禁止したり処罰をしたりしている事が、如何なる憲法上の問題を生じさせようとしないうような、明確に定義され注意深く限定された言論の種類が存在する。」つまり、表現の自由、場違いな言論があるという事です。そうした種類の言論には、わいせつ的、冒瀆的、名誉毀損的、侮辱的な言葉及び喧嘩的な言葉は含まれる。こうした言葉は本質的な点で、いかなる思想表明でもなく、審理へのステップとしてごくわずかな価値しかないので、そこからもたらされうる利益よりも、秩序と道徳における社会的利益の方が明らかに重大である、と認められてきた。これは思想の自由市場理論が出た後の判決です。ここは色々議論があり得るところだと思います。ファシストとか、くそチンピラくらいの表現は多分今の日本の社会、アメリカの社会の中でもそれくらいの表現は許してもいいのではないというのが大部分だと思いますので、この判事は正しいと私は思うわけではないけれども、少なくとも思想の自由主義理論というのは、それが唱えられた当時ですら万能のものとして考えられていたわけではなく、当時から自由主義市場に乗ってこない言葉はいくらでもある。そうではなくて、わずかでも真に到達するステップの価値がある言論がマーケットで闘わされるべきだというのが、思想の自由主義理論だったはずなのですけれども、多分、今、日本の社会ではこの思想の自由主義市場という言葉がすごく幅を利かせてしまっていて、ありとあらゆるどんな表現でも、この思想の自由市場理論で保護されるべきだという感覚を持ってしまっている人が結構多くなってしまっている。他方でそういう人は、公然わいせつ表現とか、わいせつ表現を何か言うとか、ましてや自分に対しての名誉毀損表現はやっぱり許さないわけですよ。どんな思想も自由市場の中で闘わせるべきだと言い

ながら、自分が名誉毀損されると「訴えるぞ」「警察に言うぞ」と、そこがやっぱり今の日本の法体系にはアンバランスを生じてきているのではないかという気がしています。

最後、消極理由③です。ここが一番センシティブなところだと思いますけれども、政治的発言に対する萎縮的効果のところですか。どうしても特定の属性を有する集団について論評なり言及なり分析をするという事が、政治的な議論として必要な場面があるという事は、私もそれは否定しえないと思います。ここは切り分けがすごく難しいのですが、職業とか宗教とか、そういった属性の持つ集団が、場合によってはその世界観とか行動規範、行動様式なども一にするという事は全くないわけではないでしょう。そうするとこの集団はけしからん。この属性を持つ集団にはこの地域にいてほしくないという、言論を完全に封じることが果たして政治的な言論空間として健全と言えるのかどうか、そういう問題意識は多分出てきてしまうと思います。そのことがいいことかどうかは別として、例えば暴力団事務所が町内にできたら出て行ってほしい、出て行けというデモをやるのは悪い事なのか。あるいは非常に社会的に問題視されているような宗教集団、宗教は信教の自由があってややこしいのですが、宗教集団が教会のような所を町内に作った。〇〇教団は出て行けとデモをすることが、果たしてこれは悪い事なのだろうかというところは悩ましい。悩みが生じるところだという事は認めざるを得ません。それはまさしく、法律上の言葉によって何とか切り分ける事ができるのではないだろうか。政治的議論として許される、許容されるべきものとそうではない、絶対に許されてはならない言論というのは、他の法律については何とか名誉毀損とか公然わいせつについては言葉を尽くして切り分けている。合憲だという立場を我々は取っているわけです。それなのにヘイトスピーチについてだけは言葉で切り分け不可能であると、それは全部だめなのであるという事が、果たしてそれが知的にも人間的にも誠実な態度と言えるのであろうかという問題意識は当然必要になってくると思っています。名誉毀損罪、名誉毀損は民事上の損害賠償の対象になります。ただ、本来、政治的議論、民主政治の中で議論をするためには、特定の個人、特定の団体、政治家、政党、企業などについて論評・言及・分析し、時とすれば非常に辛辣な、殆どその価値を否定するような言論だって含まれなければ、健全な議論とは言えないのではないかと。でもそういう議論は時として、名誉毀損の刑事罰、民事賠償の対象になるというそういうリスクも負うわけです。だけど、日本社会で今、名誉毀損罪があるから健全な政治的議論ができない、名誉毀損で損害賠償請求がされるから、日本の政治的な健全な議論をする風土が生まれない、と言っている人はどれだけいるのでしょうか。放送法などで、時の安倍政権が締め上げられるのが問題だとかそういう話は、どちらかというと事前抑制の話だと思いますけれども。こういう刑事罰を設けることで、名誉毀損罪があることで、日本の社会の言論は不健全だという議論は、ほとんど今の日本社会の中にはないと思います。週刊誌などは毎年のように50万とか100万とか民事上の損害賠償の判決を受けていますけれども、それでも相変わらず文春とか新潮は炸裂しています。果たしてヘイトスピーチについてだけ法規制を設けたからといって、それが本当に健全な政治的言論を委縮させるのか。そう言い切れるだけの根拠を我々は持っているのかというところについては、私は甚だ疑問だと思っていますところで

す。そう挙げていくと、法律家が誰よりもこの表現の内容規制に、どこまでも縛られていて、事実をありのまま正確に精密に見ることができなくなってしまうのかなという事を、本当に自己反省も含めて思うところですよ。今日は表現の内容規制について積極的な発言もしますけれども、他方で副次的効果、副作用があり得るという事、それは事実です。ヨーロッパの内容規制については非常に悪い例だけでもピックアップすると、警察は人民の敵だ、のような発言が規制の対象になったりした事もあって、いきすぎるとヘイトスピーチ規制は副作用が生じる、それは他の犯罪と同様に、特定秘密保護法とか共謀罪とかいくらかでも悪い法律があると思いますが、そういうものと同様に乱用の副作用、危険というのはもちろんあり得ると思います。

もちろん法規制、刑事罰規制だけが全てではなく、よりソフトな規制というのもあります。一つは「ガバメント・スピーチ」。これは、政府行政がヘイトスピーチは許さないと言明する事です。今日の冒頭のご挨拶の中でもありましたけれども、安倍首相あるいは谷垣幹事長が国会でそういった事は許されない、はなはだ残念であるという事も、立派なガバメント・スピーチですし、昨年5月にいわゆるヘイトスピーチ解消法、この経緯については資料にも付けてありますが、国会としてもヘイトスピーチは許さないという法律を作ったという事もガバメント・スピーチの一つです。このヘイトスピーチ解消法は罰則規定がない、いわゆる理念法です。これに基づいて裁判をやったりという事は一切できない法律ですが、それでもこれができる事によってヘイトスピーチ対策は大きく動いたと言われています。こういう法律ができると、あるいは政府の言明があると、自治体や企業も対策に動きやすくなるという事があるので、まずはガバメント・スピーチを充実させていく。それでも足りなければ条例を制定するという事もあります。大阪市の条例を資料として付けておきました。今のところ地方自治体では唯一のヘイトスピーチ対策の条例です。資料として18ページから載せてあります。大阪では日本維新の会が与党で、当代表だった橋下さんがこのヘイトスピーチの問題に積極的だったがゆえに成立したという、日本の中でもちょっと特殊な議会状況の中で成立した条例だと言われています。というのは、自民党はやはりヘイトスピーチ規制には基本的には反対だから、今自民党ではない他の政党が与党の議会はほとんど日本の社会ではないけれども、たまたま大阪ではそうだったという事です。ある種、奇跡のような状況でできた条例ではありますが、この条例もヘイトスピーチを行った人を罰する事はできません。これはヘイトスピーチ解消法よりちょっと進んでいて、条文には「これはヘイトスピーチである。〇月〇日に〇〇がやったこの表現はヘイトスピーチであるという事を市が認定できる」ようになっています。条文の第5条です『市長は次に掲げる表現活動がヘイトスピーチに該当すると認める時には、拡散防止といった色々必要な措置を取るとともに、その表現活動を行った者の氏名、または名称を公表するものとする』ただそれだけです。この活動をやったら、市はこれはヘイトスピーチだと認定しました。ただそれだけの事なのですが、でも、これで大阪市はだいぶヘイトスピーチが減ったと言われていますし、つい先日、第1号のヘイトスピーチの実際の認定ができました。こうして行政から名指しされる事だけでも、ヘイトスピーカーというのは自分たちの行為は社会的には認知されていない、許され

ていない行為なんだと、そういった行為がやりにくくなるという効果があると思われます。刑事上のヘイトスピーチの規制ができない理由は、理論的に詰めていくと実はないのではないかと私は思っているところですが、ただ一足飛びにそこまで行かなくても、よりソフトな規制は十分に可能なのではないかと思います。

最後にガバメント・スピーチもしくは条例といった社会制度として、ヘイトスピーチを許さない体制を構築していくことはすごく大事です。ですけれども、最も根本的に重要なのは、市民の一人ひとりがどういう態度を取るかという事が重要だと思っています。残念ながら現在の日本において、ヘイトスピーチは特殊な集団が行う特殊な行動ではもはやなくなってきました。もしかしたら 2007 年当時はそうだったかもしれませんが、今や社会的エリートの中にもヘイトスピーチを行う人が余裕でいます。たくさんいます。私が東大で知り合った親友や友人、社会の中でそれなりの位置にいる人でも、フェイスブックなどを見ていると、こいつはどうしてこんなダークサイドに落ちてしまったのだろうという人がたくさんいます。たぶん、おそらく皆さんの知り合い、家族の中にもいらっしゃるのではないかと思います。日常、表立っては出さないけれども、実は心の中にグツグツとマグマのように思っている方もたくさんいるはずです。津々浦々にヘイシストの予備軍があふれかえっているのが、残念ながら今の日本状況だと思います。こういう事を前提として、一番大事な事は、ヘイトスピーチを許さないという意思を「可視化」する事です。心の中でそれは許さないと思うことは、それは大事な事です。それは大事な事だけれども大前提に過ぎない事であって、それを誰もが見える形に、時には対立という形であっても顕在化させて可視化させていかないとヘイトスピーチというのはなくなりません。居酒屋で飲んでいるとき、あるいは職場でのたわいない談笑の時、家族のだんらんの時にでもこれは差別的発言だなという事が出たら、それはその場で言う。それはダメ、それは人種差別、社会的に許されない、一人ひとりが言えなければヘイトスピーチはなくなります。それを言わなければ、その発言は流されて、それはその場で許容された、その発言ありになっていくわけですから、そういうことの積み重ねでヘイトスピーチができる土壌が生み出されてきたわけです。もちろんそれを政府・制度が許さないという事も大事だけれども、もしもその政府、制度が許さないという態度が取れるようなそれなりの社会的基盤というのを、市民の一人ひとりが作っていくものだと思います。自分がヘイトスピーチをしなければいいのではなく、心の中で許せないと思っているのなら足りない。その場で面と向かって許せないという事を日々の実践としてやっていかなければ、ヘイトスピーチはなくならないと思っています。「真の表現の自由を獲得するために」という事を副題にしましたが、実はこれも非常に重要で価値のある表現の自由の行使です。本当に当たり前の話なのだけれども、あなたが言っているその表現に私は反対である。私はその表現は許せないという表現をしているわけです。それによってこの世の中からヘイトスピーチを少しでも減らしていく。なくしていく。表現の自由の規制について長々としゃべりましたが、そこまで至らずとも本来一人ひとりの健全な市民が、自分に与えられた表現の自由を消極的に行使するのではなく、使うべき場所で自分が嫌われたり一時的に憎まれたりする事

もいとわずに表現の自由を行使していけば、ヘイトスピーチは法規制をしなくても大丈夫なんですね。使うべきところで表現の自由を行使する市民がどうしても足りなくて、そうであるにもかかわらず自分たちの表現が規制されそうになるとそれは嫌だ、それは社会がうまく回っていくわけがない。表現の自由というのは単純に好き勝手にという自由ではなく、使うべき時に使わなくてはいけない。ある種、人間としての義務を伴ったものではないかと私は思っています。ここからは講演の趣旨をやや逸脱してのお願いになるのですが、レジュメの23ページをご覧ください。明日29日土曜日に札幌で2年ぶりのヘイトデモが行われます。昨年ヘイトスピーチ解消法が成立して、昨年1年間は札幌ではヘイトスピーチは一度も行われなかったんです。これは、非常に画期的で非常に珍しい事なんです。珍しいと言わなければいけない事は情けないのですが、2009年くらいから、実は札幌ではヘイトスピーチの回数がすごく多かったです。東北6県、九州9県を合わせたより北海道で行われるヘイトスピーチの方が多いう状態がずっと続いていました。それが、この2年くらい止んでいたのですが、明日お昼にヘイトデモが行われてしまいます。これは「謝罪しよう」というちょっと屈折したデモなんです、中味は完全にヘイトスピーチです。何年か前に行われたヘイトスピーチで、何を謝罪しているのかというと、「韓国はこんなに醜い国だと解らせてくれてありがとう」とか、「韓国人は、嘘、ねつ造を基にゆすり、たかりをする国だ」という事を認められなくてごめんなさい」というように色々ヘイトの話をして最後に「ごめんなさい」とか「ありがとう」と言うだけの非常にひどいデモです。これに対して一般市民がいわゆる「カウンター」という行動をする事を予定しています。私も弁護士としてこの活動に参加する予定ですが「私たちはヘイトスピーチに反対をしています」というチラシを沿道に配って、あらかじめヘイトスピーチが来るという事を周知し、実際に彼らが来たら「こういうことは止めろ」「帰れ」という抗議の反論をする。それがカウンター活動です。カウンター活動については11ページに概説を書いておりますので時間があれば読んでください。「ヘイトスピーチは違法だ」とか「札幌は差別主義者の受け入れを拒否します」「札幌は人種差別主義に反対」といったプラカードを沿道に掲げて抗議をします。まさに可視化するわけです。そういう活動の積み重ねがヘイトスピーチ解消法の制定にも至ったとも言われています。このカウンターの活動についても色々評価はあります。時には暴力的衝突に発展してしまう事もあるので、誰もが活動できるわけではないでしょうが、チラシを捲くだけでも、沿道でプラカードを持ってじっと立っているだけでも、そこを見る市民の人たちは「日本社会は差別を許さない市民がいるんだ」「自分も許さないと言おう」と思ってくれるかもしれない、そういう一つ一つの積み重ねもヘイトスピーチをなくしていくために非常に重要な活動ではないかと思っています。もし可能であればこのカウンター活動に参加していただきたい。参加する人が増えれば札幌でのヘイトデモはやりにくくなると思います。一人ひとりが真の自由を獲得し、それを行使するためにも可能であればお手伝いをいただきたいと思っています。ヘイトスピーチを許さない。一人ひとりの市民がそれを可視化することが大事であるというメッセージは是非受け取ってお帰り頂きたいと思っております。だいぶ時間をオーバーして申し訳ありませんでした。ご清聴ありがとうございました。

< 対 談 >

浅野：札幌大学の浅野でございます。よろしくお願いいたします。まず、素朴な疑問ですが、レジュメの23ページ、24ページのところで、札幌ではここ数年はなかったものの、東北6県を合わせたよりもヘイトスピーチの活動が多かったという事ですが、それは何か理由があるのでしょうか。

島田：そこは私にも謎です。ヘイトスピーチの多い地域はその対象となるマイノリティが多く住んでいる場所なんです。いわゆる在日コリアンの方の集住地区が、一つはどうしても関西で、関東だと川崎、新大久保ですね。その辺が、ヘイトスピーチが多かったのですが、もちろん札幌も在日コリアンの方がたくさんいらっしゃいますが、特に目立った集住地域があるというわけではないので、何故この地域でヘイトスピーチがここまで多いのかという事は私も正直よく分かりません。在日コリアンと違った形でアイヌというマイノリティがいたり、あるいはロシアと国境を接していたりという事があるという事が関係しているかどうかは分からないのですが、事実の問題として北海道はヘイトスピーカーの量産地と言いますか、非常に恥ずべき、残念な事なのですが、全国的に有名なヘイトスピーカーをたくさん輩出している不名誉な土地です。

浅野：それは全く知りませんでした。それは北海道として、本当に不名誉な事でありますよね。私はヘイトスピーチのことは全く詳しくないのですが、ヘイトスピーチという言い方自体が何かピンとこないというところがあるのかなと思います。私はもっと人格否定発言とか、人間性否定発言とか、そういうような言い方だともっと分かりやすいのかなと思いますが、このヘイトスピーチと、カタカナで、英語で言うがために今ひとつピンとこないという人もいるような気がするのですが、その点についてはどうお考えですか。

島田：そうですね。資料にも書いた通り、7ページの2番です。ヘイトの意味とは直訳すると「憎悪」です。サンケイ新聞だったかな、安倍総理に対する批判をヘイトスピーチではないかと書いた事がありますが、ヘイトというのはあくまでマイノリティ、人の属性について、この人はこの属性を持っているから侮辱する、非難する、中傷するというのがヘイトスピーチです。これは一応アメリカの法律界ではこの用語として確定したもので、この言葉を使っているのですが、ヘイトスピーチという時に、このヘイトというのは単なる感情の問題ではなく、属性に基づく差別を含むから許されないという事を、我々も常に注釈で言わなければいけない言葉で、本当はぴったりくる言葉が必要なのです。人格否定というのもまたこぼしているものがあって、いい事ではないけれども「それは間違っている、人間として根本的におかしい」という事に対しての発言を問題にしているわけではなく、あくまでも「お前のような在日コリアンは」「お前のようなアイヌは」だからダメなんだというのがヘイトスピーチです。だから単に人格否定発言というのはやっぱりちょっと違って、差別扇動とか、本当は差別発言というのが一番定義として正しいのでしょうかけれども。ただ、言葉

としてのインパクトがないので、ヘイトスピーチという言葉がここまで誰もが知っているようになったのは、それなりにこの言葉の意味があったのかなと思っています。

浅野：先ほど人格否定、人間性といいましたけれども、存在否定というそういう言葉の方がピタッとくるのかなと思いました。今日のお話を伺いながら思っていたのは、特に3ページのヘイトスピーチによる被害、心理的な影響という事を伺っていて思った事は、学校における「いじめ」と同じ構造なのかなという気がしたわけです。言われる事でその場には行きたくない。まさに学校に行けなくなるというような、いじめそのものであるというような気がしたのですが、その点どのようなお考えでしょうか。

島田：非常にいい指摘をいただいたと思います。そういう意味でも「いじめ」とよく似ていますし、私も話そうと思って忘れていたのですが、青法協の例会で話してくれた在日の司法修習生が言っていたのは、ヘイトスピーカーも怖かったけど、何より怖いのはヘイトデモが通るその沿道の市民の方が、関心を持っていない、抗議しない事だ。迷惑そうな顔をして、うるさいデモが通り過ぎたら何事もなかったかのようにショッピングを始める。日本人はそうだったと。そのまさにヘイトデモをやっている本体の人々だけではなくて、沿道の住民が何も抗議をしないという事は、彼らもヘイトデモの価値観を共有しているのではないか、だからその場所に行くのが怖かったと言いました。よく、学校のいじめなどで規範的に言われるのが「傍観者もいじめに加担しているのと同じである」と。自分が直接いじめをしていなくても、何も手を出さずに傍観しているのもいじめと同じだという事を先生が言ったりしますけれども、まさにそこも同じ構造で、だから可視化というキーワードを私が執拗に用いるのはそこなんです。ちょっと迷惑だなという顔をして、でも自分は差別に反対だからいいと通り過ぎてしまうと、それはマイノリティにとっては「あの人も差別主義者」と見えてしまう、受け止められてしまうという事です。その意味でもやっぱり可視化はしなければいけないと思っています。

浅野：その「いじめ」という点でいきますと、今いじめは何か色々な心理的なケアという事が重要だという事が言われていますが、ヘイトスピーチの害を受けた人への心理的なケアというのはどういうふうな現状なのでしょう。

島田：現状は何か制度的にケアがあるわけではないです。大阪市の条例で、たしかどこかでケアの制度を設けなければいけないという議論があった事は覚えているのですが、今ざっと見た限りではそこまではないのかなと思います。ただ、例えば条例を作っていく時に、ヘイトスピーチをしてはいけないという教育啓発活動の他、被害を生じたときにそれに対するケアをしなければいけないという事を制度的に作っていかなければいけない話ではないかと思います。現状ではその手当はなされていないというのが率直なところだと思います。

浅野：そういう意味では、やっぱりまだまだ遅れているという感じのところがあるという事ですね。外国とかではそのケアというのは充実しているのでしょうか。ご存知の範囲で結構ですが。

島田：そうですね。確かドイツだったと思いますが、人種差別発言に対する専門のカウンセラーがいて、そういった発言に対応しているという事を聞いたことがあります。アメリカは多分、私が知らないだけかもしれませんが、そういった法的な制度は整備されているという事は聞いていません。民間や個人的は分かりません。

浅野：ドイツの場合、専門のカウンセラーの方がおられ、先ほどお話の中でもありましたが、ヨーロッパで最も厳しいのはドイツであるというお話だったと思いますが、やっぱりドイツは戦争責任に対しても厳しくやった、けれども日本ではそこが中途半端だったという事がこんな状況を生んでいる一つの要因なのかもしれないという気がしてお話を伺っていました。そういった歴史的背景という事についてはいかがでしょうか。

島田：おっしゃる通り、ヘイトスピーチの問題にどう国家が対処しているのかというのは、なかなか歴史的背景と切り離せませんね。戦争責任の事もそうですし、ドイツはやっぱりユダヤ人差別、ユダヤ人虐殺という日本とはまたちょっと異質の十字架を背負っているところがあるので、そこにちゃんと対処しなければいけなかったという事と、そこにそのヴァイツゼッカーの演説にもあったように戦争責任をちゃんと直視したというところはひとつ根拠としてあるのかもしれません。恐らくこれは、本当はドイツも同じはずなのですが、日本は戦争の時の国家的記憶というのはどちらかというと、何か国の方針に反する発言をすると非国民だと言われる。表現の自由がすごく制約された事によって、全体主義的国家に陥って国家総動員の状態になってしまったという国民的記憶が多分あって、それで表現の自由に対する制約に敏感というか、ともすると拒否反応を示してしまうところが、私もその時代を生きていたわけではないのですが、何となくこういう雰囲気があるような気がします。それはそれで危機感の持ち方として間違っていないのですが、ただこの21世紀に入ってからのヘイトスピーチの続発、そして、インターネット上にあふれかえる憎悪と差別の言動を見ると、第二次大戦時の国民的記憶だけが金科玉条としていられる時代ではない、むしろヘイトスピーチを許しておく方が、より社会が危険な状態になる、そういう認識を持つべき時に来ているのではないかと思います。ちょっと質問とずれてしまいましたけれども。

浅野：あと、感想めいた質問等になってしまって恐縮ですが、教育啓発という事が重要であるという事についてですが、例えば大阪市の条例にも書いてあるという事ですが、私は大阪市の出身で、特に小学校の道徳の時間でよく覚えている事は、ビデオとかを見せられて、在日の方の問題、部落の問題、部落出身という事が分かって決まっていた結婚がだめになった、というビデオを見せられ

て、小さいころからそういう教育を受けてきたわけです。そういう教育を受けてきたらヘイトスピーチのような行動は起こさないと私は個人的には思うのですが、おそらく学校でもそういった事をやっているとは思いますが、どうしてそれとは真逆の方向に行くのか、どうなんでしょうか。

島田：本当に鋭いご指摘であり、ある意味、教育の敗北なのかもしれませんね。関西はそういう意味ではいわゆる「部落」「同和」の問題というのは、色々な意味で副作用があった時代もあり、それは浅野先生もご存じだと思いますが、それはともかく、いわゆる人権教育というのは日本の中でも一番充実していたはずの地域なのですが、でも今関西はヘイトスピーカーが一番たくさんいる地域になってしまったという事です。その行動をどう見るかという事は難しいところだと思います。教育啓発が全然功を奏さなかったとってしまうのか、でも、実際にそれを行う事によってその事から学んだ生徒、学生もいたはずですので。たぶん認識として持つ事は、教育啓発は万能ではなく、それをすればヘイトスピーチはなくなるとは絶対に思っはいけないと思います。ただ、だから不要なんだ、行っても無駄だという事ではなく、教育啓発は教育啓発としてやらなければいけないし、だからそれですべてOKと考えるのではなく、その中から教育啓発の効果を奏さずに出てきてしまうヘイトスピーカーにどう対処するか、それはもう制度としては必ず二段構えで考えなければいけないという事かなと思っています。

浅野：特にその教育啓発という観点でもうちょっとこういう視点も入れていけば、もっとより効果的になるというようなお考えはお持ちでしょうか。

島田：私は教育の専門家ではないので、素人考えのレベルで申し上げると、もちろん基礎的な教育でこういう事したらこう傷つく、という事はすごく大事だと思いますが、ごく最近出てきた面白い現象としてはヘイトスピーカーをやめる人が出てきています。自分はなんて馬鹿な事をしていたのだろう、今思うとそうしていたのはこういう背景があって、自分の中にたまっていた何かをここにぶつけていた、あるいはこういうものを求めていたのだからこういう活動をやってしまったけれども、それはすごく間違っていた事が分かったという、ヘイトスピーカーがなぜヘイトスピーカーに落ちるのか、墮落するのかという事を語る人がぽつぽつ現れてきているので、そういった語りは、もしかしたらいかにヘイトスピーカーに陥らないようにするかというのに有効かもしれません。ただ、これは私の素人考えで、教育の専門家はまた違う感覚を持つのではないかと思いますけれども。

浅野：これも素朴な疑問ですが、ヘイトスピーカーをやめる人が出ているという事ですが、まあ千差万別でしょうが、どういう事がきっかけでそのように自分がやってきた事は愚かだったと思うのでしょうか。

島田：それは私も知りたいですけど。ある日、自分はなんて馬鹿な事をやっているのだろうと気づ

いたり、評価は色々あるでしょうけれども、カウンターと言われる人に怒られ、叱られ、怒鳴られて家に帰っていく中で、なんでこんなことをやっていたんだという事もあるようです。後はヘイトスピーチをやったことが会社に知れてしまって、仕事を辞めるような羽目になって、そこまで来て自分は何をやっていたんだろうと、社会的制裁を伴って分かるような方もいるようです。他方で、ヘイトスピーカーの中には刑事罰を受けて、実際に刑務所まで行って、仕事も家族も失って、でもよりヘイトスピーチの炎をたぎらせるという人もいますので、何が効果的、何が万能薬という事はなく人によるので、これはありとあらゆる方法を取るしかないと思っています。

浅野：社会的制裁を受けてという人も中にはいるという話でしたが、私は、13 ページでヘイトスピーチの解消法という法律ができたという事ですが、こういう法律ができるという事は決してよろしくない事なんだと、私は思うんです。法律がなくてもこんな事をしない社会が一番素晴らしい社会だと思うのですが、そういう考え方というのは現状を見た上ではちょっとあまりにも空想的だという事になりませんか。

島田：もちろんこういう法律が不要な社会が最もいい社会だというのはおっしゃる通りだと思います。そして、多分私は浅野先生と同世代だと思いますが、おそらく 20 世紀の日本というのはこの法律がなければ社会が壊れるというような国ではなかったはずなんです。2004～2005 年くらいまではそうだったと思います。ただ、2007 年以降、ヘイトスピーチが巷にあふれかえるようになってからの日本は、やはりこの法律なしでも大丈夫な社会とは到底言えない、それは事実として認めなければいけないと思います。実際にこの法律が理念法で役に立たない、骨抜きだと言われながらも効果はそれなりにあって、全国でのヘイトスピーチの数は目に見えて減っていますし、裁判所などでヘイトスピーチの事前差し止めが認められる、その決定の中でもこの法律が引用されています。実際に川崎でのヘイトスピーチが行われる前に止められるという事もありましたので、浅野先生のご指摘は本当にその通りなんですけれども、ただ、今の日本社会ではそれではもたない、この法律は最低限必要な法律だったのではないかと私は思っています。

浅野：なるほど。個人的にはもっともっと啓発の部分とかが充実して行って、こういう法律がなくなっていくという事自体が、本当の素晴らしい社会だと個人的には思うわけです。21 世紀になってからこういう傾向が増えてきたという事は、単なるマイノリティに対する人種的な問題だけではなく新自由主義的な政治的な動きなど密接に関係しているような気がするのですが、いかがですか。

島田：これが何の原因によるものなのかという事は難しいですよ。浅野先生のようなご指摘をされている方も確かにいて、新自由主義的な社会の中で格差が広がって、自己否定というか自分が満たされていない、自分が社会の中で適切に承認・評価されていないという感覚を持つ人が増えてきて、それは何が原因か、答えというか、回答を見つけようとして、その回答が在日だと向けてしま

うわけです。これが正解だと発見して、そちらに流れるという人が確かに一定数いると言われていきます。ただ難しいのは、ヘイトスピーカーは決してそういう社会的なある種の敗北者というか落伍者だけではありません。超エリートもいます。多国籍企業とか一流企業に勤めている人、医者、弁護士の中にもいないとは言えません。そういった人たちがなぜヘイトスピーカーになってしまうのかというところは、日本の格差の拡大も間違いなく重要な原因の一つでもあるのですが、それだけにとどまらない複合的な原因もあるという事は考えておいたほうがいいのかと思っています。

浅野：なるほど。色々な事が絡み合っている事ですね。時間も迫ってきたのですが、1 ページ目の下から6行目「表現の自由が国家権力等により侵害されると政治的意見を闊達に交わすこと自体が制限されてしまうことになりかねない」というお話ですが、この部分をお聞きして思ったことは、安倍晋三という人はこういう事を分かっているんですかね。

島田：分かっていないという事は、国会答弁で山尾志桜里議員が「なぜ表現の自由は重要なのか、総理はご存知ですか」と聞かれた時、「表現の自由というのは、表現をするというのはまさにこの社会において重要です」みたいな、全く分かっていない答弁を繰り返して、その場で山尾志桜里議員に憲法の講義をされたという場面がありました。恐らく彼はそういうことはまったく分かっていない。分かっていたとしても認めたくない人だと思うので、だからこそ共謀罪とか、国家秘密保護法、私はヘイトスピーチ解消法がどうこうというよりも、共謀罪とか国家秘密保護法の方がよほど表現の自由、知る権利を侵害する悪法だと思っているのですが、そっちは通ってしまい、そしてヘイトスピーチを何とかする法律は通さないという、その日本社会の歪みがどうにかならないか、その歪みの大きな原因の一つが、多分、安倍首相にあるのではないかと考えています。

浅野：私も思うのですが、まさに21世紀になって、私は新自由主義にこだわるのですが、そんな中で一番失われたことは「寛容さ」という事なのかなと思います。その最たる例が安倍晋三という人であって、結局選挙で勝ったとしてもそれ以外のところに入っている票もあるわけです。その少数に対する配慮ができないという事は、政治家としてはとんでもない事で、政治屋にも値しないような気がするのですが、やっぱりこの寛容さという事がどんどん、どんどん社会から失われて、それがポピュリズムの動きにもなっているのかなという気がするのですが。

島田：そうですね。実感するのはヘイトスピーチも社会が持っているストレスというか、その負荷がどこに向かっているかという事だと思います。もちろん色々な理由はあるのですが。恐らく今、浅野先生がおっしゃっているのは、今社会にかかっている負荷が多くなってしまっていて、人がそれに耐えきれずそれを憎悪という形で発散してしまっているという事だと思います。それはやっぱり政治の力で直していかなければいけないと思います。同時に、そうはいつても国家とか社会というものはストレスや負荷が増大する時代というのがあり、それが全くなしに高度成長期で突っ走

るというのは歴史上ないわけです。ヘイトスピーチというのはその負荷が増大してしまったら起きてもしょうがないものなのかというと、それはそういうものではないはずだと私は思っているので、政治とか社会の役割はみんなが幸福に暮らせる社会を作るという事も大事だし、たとえ負荷やストレスがあったとしても、それを特定の集団にぶつけない。そこだけは絶対にぶつけないで社会全体で担う、その両方が大事だと思っています。

浅野：ありがとうございます。もう時間が過ぎているのですが、何か最後にこれだけは、という事があれば。

島田：明日 29 日お昼からヘイトデモがあり、そしてそこに対するカウンター行動を行います。お心ある方は明日のお昼ちょっと前くらいに大通西 4 丁目に来てください。私もプラカードを持って立っていますし、他にも弁護士が何名か、カウンターの人も何名かいるので分かると思います。カウンターは結構荒っぽい発言もするのですが、来ていただいてできる範囲でやっていただきたいと思います。明日は予定が入っているという事であっても、今後こういう事があればカウンターなどにご協力をいただきたいし、こういう活動が難しくても、本当にちょっとした事です。職場で、家庭で、友人関係の飲み会で、「？」と思うことがあればそれは間違っているという事、それでちょっと家族関係や友人関係にひびが入るとしても、本当はそこにひびを入れなければいけない、そのひびが入って初めて相手が気付くという事があります。穏便に、マイルドにという事は大事だし、人間関係を保つという事は分かるのですが、多分それがヘイトスピーカーを増長させてきました。だからあえて波風を立てる、ヒビを入れるというところまで踏み込んでやっていただく方が、そこで皆さんが負った傷はどこかでマイノリティが負っている傷をなくす事につながるとして生きていただければと思います。

浅野：ありがとうございました。今日は冒頭の主催者挨拶で、岡島副事務局長は今回の連合の件で、ガバナンスが効いたというお話をされていたかと思います。よく、コーポレートガバナンスといって企業統治と訳しますが、私がやっている政治学、行政学の分野ではガバナンスというのは「共治」と訳します。統治と訳すときはガバメントという言葉を使います。まさに私は「共治」というガバナンスの意識があれば、こういうようなヘイトスピーチもなくなっていくのかなと思います。まさにお互いを尊重し合うという社会だと思います。そういう事を我々はあきらめずにやっていく。ですから、明日の行動もその一つだと思いますし、我々一人ひとりが色々なところで色々な事を言っていく、そのように絶えずあきらめずにやっていくという事がいかに重要かという事を、今日のお話を伺ってよく分かりました。改めて島田弁護士に盛大な拍手をお願いいたします。今日はありがとうございました。